

今年も始まります！



盛岡市オンライン申告
推進キャラクター
「もりひ」

市・県民税(住民税)の申告

次の①～③のいずれかに該当する

- ① 給与
- 収入が給与収入(パート・アルバイトを含む)のみであり、社会保険料控除や医療費控除、住宅ローン控除などで、所得税の還付申告をする人
 - 年末調整をした給与以外に営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡などの所得が20万円を超えた人
 - 2カ月以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた人

※このフローチャートは目安です。不明な点はお問い合わせください

② 年金

- 収入が公的年金のみで、所得税の還付や納付の申告をする人
- 公的年金収入が400万円を超えた、または公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超えた人

③ その他

- 営業や農業、不動産、雑、一時、譲渡など所得の合計額が、所得控除額の合計額を超えた人

はい

確定申告が
必要です → A へ

※確定申告をする場合、
市・県民税の申告は不要

いいえ

市・県民税の申告先を確認しましょう

令和8年1月1日現在、盛岡市に住民登録がある
令和8年1月1日現在に住民登録がある市町村へお問い合わせください

はい

令和7年1月1日から12月31までの収入状況を確認します

- ①収入がなかった、または非課税収入(遺族・障害年金、失業給付金、児童扶養手当など)のみ

- ②収入が給与のみ、または給与と公的年金のみ
※「給与と非課税収入」の人も含む

- ③収入が公的年金のみ
※「公的年金と非課税収入」の人も含む

- ④営業や農業、不動産、公的年金以外の雑、一時、譲渡所得などの収入がある
※「上記の収入と給与や公的年金」の人も含む

令和8年1月1日現在、盛岡市に住民登録がある親族が、あなたを扶養親族または、同一生計配偶者として申告している

会社で給与の年末調整を受けた

年金収入(年額)が次に該当する
昭和36年1月2日以降生まれ→101万5000円以下
昭和36年1月1日以前生まれ→151万5000円以下
※扶養・控除の追加や修正をしたい場合は「いいえ」へ

いいえ

申告は
不要です

年末調整を受けた会社以外から給与収入があった

源泉徴収票に記載されている控除の他に、追加したい控除がある。または、控除の内容に修正がある
■扶養控除やひとり親・寡婦控除、障害者控除などの追加や修正がある
■社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除などの追加がある

いいえ

申告は
不要です

市・県民税の申告が必要です → B へ

注意

所得金額が記載された課税証明書が必要な人は、申告してください。

- 申告すると証明書に所得金額(収入が無い場合は0円)が記載されます
- 主に公営住宅、扶養認定、就学支援金などの申請で証明書が必要となります

E 市・県民税の申告に必要なもの

- 市・県民税申告書
- マイナンバーと身元が確認できる書類
- 前年中の収入が分かる書類
 - 給与や公的年金の源泉徴収票、報酬の支払調書など
 - 年間の収入や経費の状況をまとめたもの

- (営業や農業、不動産などの所得がある場合)
- 所得控除の内容を証明する書類
 - 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料、寄附金、雑損失などの領収書や証明書

- 国民年金保険料や生命保険料、地震保険料の支払・控除証明書
- 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
- 医療費控除の明細書(申告者が作成して持参してください)

A 確定申告が必要な人

1 自宅などで、オンラインで申告

控除証明書などのデータが自動入力されるマイナーポータル連携を活用したe-Taxが便利です。



詳しくは▶

2 郵送で申告

送付先: 020-0866 盛岡市本宮二丁目1番3号
仙台国税局業務センター盛岡分室

【問】確定申告について

国税局電話相談センター☎622-6141(音声案内)

3 申告書作成会場で、スマホ・パソコンなどで申告

日時: 2月16日(月)～3月16日(月)、9時～16時

※土・日曜、祝日を除く。ただし3月1日(月)は開設会場: キオクシア アイーナ7階(盛岡駅西通)

※無料駐車場はありません

※入場には入場整理券が必要です。

国税庁LINE公式アカウントで事前予約ができます

※期間中、盛岡税務署(本町通三)には申告書作成会場を設けていません

※お持ちの人はマイナンバーカードと2種類のパスワードをご持参ください



B 市・県民税の申告が必要な人

1 自宅などで、オンラインで申告

マイナンバーカードを利用して、スマホやパソコンから、市・県民税申告書を作成できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ▲

オンラインなら
いつでもどこでも
かんたん申告!

2 郵送で申告

申告書はオンラインで作成したものを印刷するか、次の①・②の方法で入手できます。

①市ホームページからダウンロード

※各様式は1月下旬に掲載予定

市ホームページ▶

②次の配布場所で入手

市役所本庁舎(本館2階エレベーターホール)／都南総合支所／玉山総合事務所／青山支所／太田支所／松園連絡所／築川支所／飯岡出張所／乙部出張所／玉山出張所／巻堀出張所／薮川出張所
※配布は1月23日㈮から

3 相談会場で申告

※受け付けは、12時～13時の時間帯と土・日曜、祝日を除きます

受付日	受付時間	会場(所在地)
2/2(月)	9時半～15時	松園地区活動センター(西松園二)
2/3(火)	9時半～15時	松園地区公民館(東松園二)
2/4(水)	9時半～15時	みたけ老人福祉センター(みたけ三)
	10時～12時	錢掛地区振興センター(新庄字錢掛)
2/5(木)	10時～12時	西青山老人憩いの家(西青山三)
2/6(金)	10時～15時	西部公民館(南青山町)
2/9(月)	9時半～15時	青山地区活動センター(青山三)
2/10(火)	9時半～12時	青山地区活動センター(青山三)
	10時～12時	北厨川老人福祉センター(厨川一)
2/12(木)	9時半～15時	本宮老人福祉センター(本宮四)
	10時～12時	旧繫小学校(繫字館市)
2/13(金)	9時半～12時	築川老人福祉センター(川目10)
	10時～12時	上米内老人福祉センター(桜台二)
2/16(月)	9時半～15時	中野地区活動センター(東安庭字小森)
	10時～11時半	根田茂地区コミュニティ消防センター(根田茂5)
	13時半～15時	砂子沢生活改善センター(砂子沢10)
2/17(火)	9時半～15時	仙北地区活動センター(仙北二)
2/18(水)	9時半～15時	太田地区活動センター(中太田深持)
2/25(水)	9時～15時	市役所本庁舎8階大ホール(内丸)★
3/16(月)		
受付日	受付時間	会場(所在地)
2/19(木)	9時半～15時	飯岡農業構造改善センター(下飯岡8)
2/20(金)	9時半～15時	乙部農業構造改善センター(乙部6)
2/27(金)	9時～15時	都南分庁舎4階会議室(津田14)★
受付日	受付時間	会場(所在地)
2/5(木)	10時～15時	玉山地区公民館(日戸字鷹高)
2/6(金)	10時～12時	薮川地区公民館(薮川字外山)
2/9(月)	10時～15時	好摩地区公民館(好摩字野中)
2/17(火)	10時～15時	玉山総合事務所3階大会議室(渋字泉田)★
3/16(月)	9時半～15時	

★印のある会場は、市LINE公式アカウントから来場予約ができます。
混雑が予想されるため、事前の予約がおすすめです!

▲市LINE公式アカウント

予約はメインメニューの「予約・手続き」から



※市LINE公式アカウントでの来場予約は1月下旬に受け付け開始予定です

会場にお越しになる皆さんへ

■ 営業や農業、不動産所得のある人は、収入や経費などをあらかじめ整理・計算してからお越しください。

■ 会場へは公共交通機関をご利用ください。

■ 所得税の確定申告は、キオクシア アイーナが申告会場です。
市・県民税の相談会場では、受け付けができない場合がありますので、あらかじめ了承ください。

無料で相談を受け付けます

東北税理士会盛岡支部主催の、税理士による税務相談会もご利用ください。※要事前予約。申告書の作成は行いません

【日時】2月7日(土)10時～15時40分

【申し込み】電話: 専用☎050-2018-1150

1月5日(月)～28日(火)、9時半～16時半

※土・日曜、祝日を除く

【場所】エスパワールいわて(中央通一)

東北税理士会
盛岡支部
ホームページ▶

【問】県税理士会館☎622-5160